

3 訪問型サービス B（住民主体）

①サービスの内容

住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う布団干し、階段の掃除、買い物代行や調理、ゴミ出し、電球の交換や代筆等の生活援助を行います。

②対象者とサービス提供の考え方

要支援者や事業対象者（以下「要支援者等」という。）が対象になりますが、利用者の半数以上が要支援者等であれば、一般の高齢者や要介護者が含まれていても訪問型サービス B として補助の対象となります。この場合における要介護者は、一般高齢者と同様の扱いのため、介護予防ケアマネジメントの対象外となります。

また、要支援者等の状態を踏まえながら、住民主体による生活支援等の多様なサービスの利用を促進することで利用者の自立支援に資する場合にサービスが利用できます。

令和 3 年 4 月施行の介護保険法改正により、要支援者等で既に訪問型サービス B を利用していて、後に要介護認定を受けた場合には、継続して訪問型サービス B を利用することができます。この場合には、要支援者等として利用者の半数以上の条件に入ります。

③実施方法

資格を持たない元気高齢者等によりサービスを提供し、サービス提供者は、「上尾市地域介護予防活動等支援補助金交付要綱」により、補助を受けることができます。

サービスを利用する際に実施する介護予防ケアマネジメントは、介護予防ケアマネジメントⅢです。なお、介護予防ケアマネジメントⅢは、初回のみケアマネジメントのため、要介護認定を受けた後に継続して訪問型サービス B を利用する場合に再度請求することはできません。

④サービス提供団体の基準

サービス提供団体は、以下の基準を遵守してください。
（「努めます」の記載以外は、「実施義務」があります。）

(1) 必ず遵守すべき基準（全国一律の基準）

- ・従事者の清潔保持と健康状態の管理のための対策を講じてください。
- ・従事者又は従事者だった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者やその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じてください。
- ・利用者へのサービス提供時に事故が発生した場合は、次の措置を講じなければならず、またその実施方法を定めておいてください。
 - イ：利用者の家族や、介護予防支援・第一号介護予防支援事業に関する援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行う等の必要な措置。
 - ロ：事故の状況・採った処置についての記録。
 - ハ：賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- ・年度内に事業の廃止・休止をしようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、市に届出をしてください。

(2) 人員の基準（上尾市の基準）

- ・事業を実施するために必要な従事者を確保してください。

(3) 設備の基準（上尾市の基準）

- ・事業の運営に必要な広さを有する区画が必要です
- ・事業の運営に必要な設備、備品が必要です。

(4) 運営の基準（従前の予防給付と同様の基準）

- ・必ず守るべき基準以外に上尾市独自で定める基準はありません。

⑤補助単価

以下に示す補助額と経費として支出した額を比較して少ない額を支給します。

- ①事業を新たに開始するために要する経費のうち、需用費、賃借料、備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）、報償費、旅費、役務費、委託料（当該事業を開始する日の属する年度分の委託料に限る。）及び工事請負費・・・10万円

- ②事業を運営するために要する経費・・・1利用者につき1回の訪問当たりの訪問型サービスBの提供時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額
 - (1) 30分以下 400円
 - (2) 30分を超える時間 800円に、30分を超える時間が30分につき400円を加算した額